

# 大学における「内部規則等の総点検・見直し結果についての調査」(確定値)概要

- 学校教育法等の一部改正(平成27年4月1日施行)の趣旨を踏まえた、大学における内部規則等の総点検・見直し状況を把握するための調査を行った。

調査回答状況:1,127校/1,131校 (調査時点:平成27年4月1日、調査期間:平成27年4月28日~5月27日)

## 【学校教育法関係 主なポイント】

法令改正を受けて、全体の97.3%に当たる1,097校が内部規則等の規定の改正などの具体的な取組を実施済み。

校務に関する最終的な決定権が学長にあることについて、内部規則等において、

法令改正前から担保されている大学 504校 (44.7%)

法令改正後に担保した大学 615校 (54.6%)

※担保されていない大学8校のうち5校は募集停止大学、1校は本調査後の6月時点で改正済、1校は11月末までに改正完了予定、1校は詳細について検討中

教授会は審議機関であり、決定権を有する学長に対して意見を述べる関係にあることについて、内部規則等において

法令改正前から担保されている大学 355校 (31.5%)

法令改正後に担保した大学 765校 (67.9%)

※担保されていない大学7校のうち5校は募集停止大学、1校は本調査後の6月時点で改正済、1校は11月末までに改正完了予定

国立大学及び法人化された公立大学(計165校)において、法人化後に適用されなくなった教育公務員特例法に基づき教授会に権限を認める規定が改正法の趣旨に反する形で内部規則等に残っているかどうかについて、

法令改正前から残っていない大学 91校 (55.2%)

法令改正後に当該規定を改正した大学 73校 (44.2%)

※本調査後の6月時点で当該規定を改正した1校と併せて、該当する全ての大学で整備がなされた。

## 【国立大学法人法関係 主なポイント】

学長選考の基準として、「学長に求められる資質・能力」「学長選考の手続・方法」「学長選考に関する具体的な事項が盛り込まれているかについて、全ての国立大学(86校)において、「盛り込まれている」又は、「次期学長選考の開始までに対応予定」とされている。

学長選考会議が、選考した学長の業務執行の状況について恒常的な確認を行うことについて、

法令改正後に、恒常的な確認を行うこととした 66校 (76.7%)

恒常的な確認の在り方を検討中 15校 (17.4%)

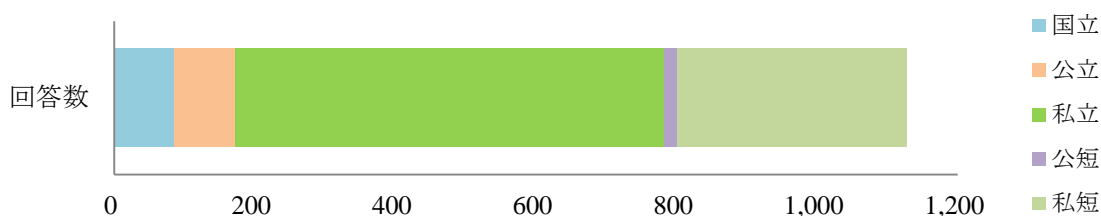
※ほか5校については、法令改正前から、恒常的な確認を実施している。

## 内部規則等の総点検・見直し結果の調査

### 【学校教育法関係】

#### 0. アンケートの回答状況について

	回答数	回答率	設置数
■ 国立	86	100.0%	86
■ 公立	86	100.0%	86
■ 私立	611	99.8%	612
■ 公短	17	100.0%	17
■ 私短	327	99.1%	330
合計	1,127	99.6%	1,131

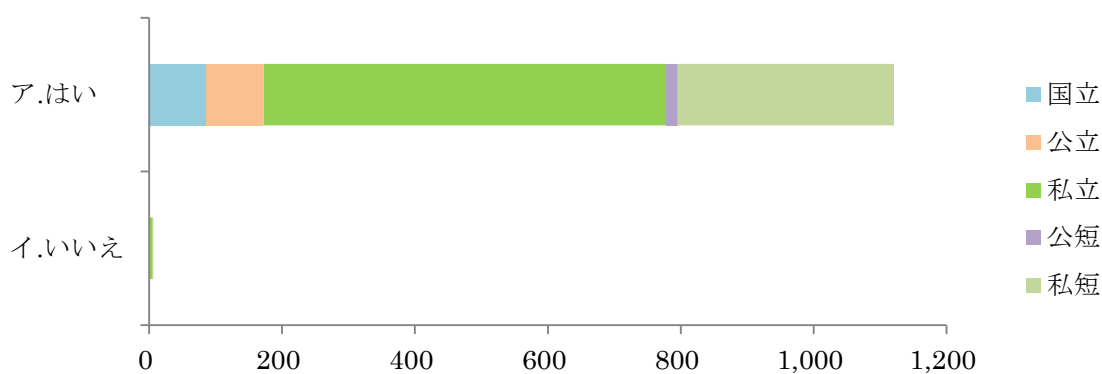


#### 1. 貴大学の内部規則等の総点検・見直しの状況について、以下の間にお答えください。

①

・法令改正の趣旨・内容について、全学的に周知しましたか。

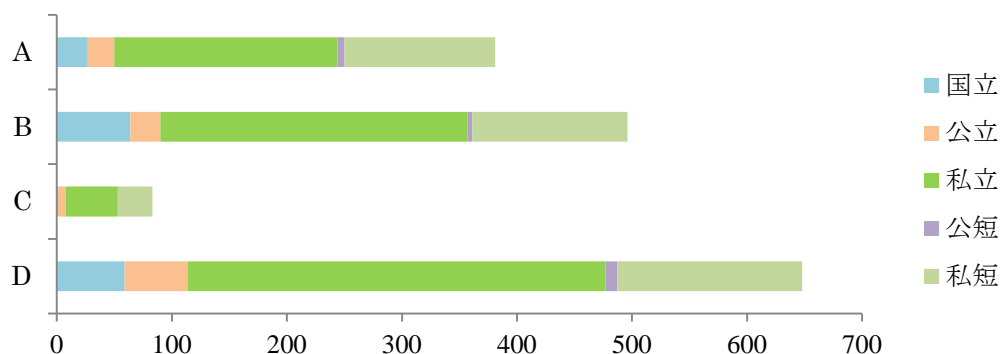
	■ 国立	■ 公立	■ 私立	■ 公短	■ 私短	合計
ア.はい	86	86	606	17	326	1,121
イ.いいえ	0	0	5	0	1	6



・「ア. はい」と回答した大学にお伺いします。具体的な周知方法について該当するものを選択ください。※複数選択可

	国立	公立	私立	公短	私短	合計
A. 学内説明会を開催	27	23	194	6	131	381
B. 学内に文書にて通知	64	26	267	4	135	496
C. 研修を通じて周知	1	7	45	0	30	83
D. その他※	59	55	363	10	161	648

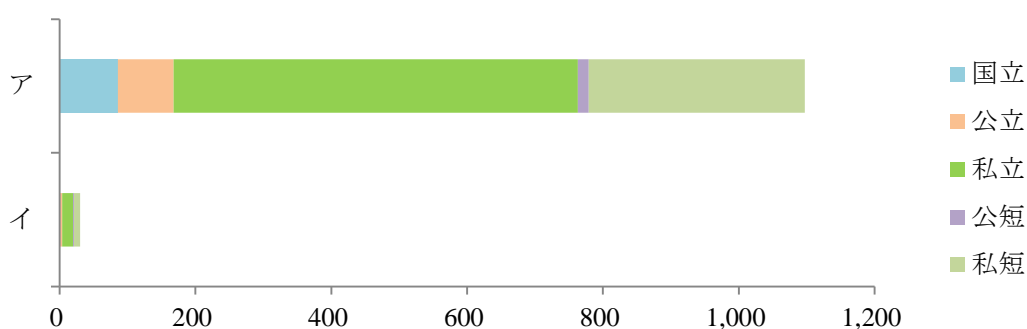
※教授会、事務局会議、学内グループウェアで周知等



②

・法令改正を受けて、内部規則等について、規定の改正など具体的な取組を行いましたか。

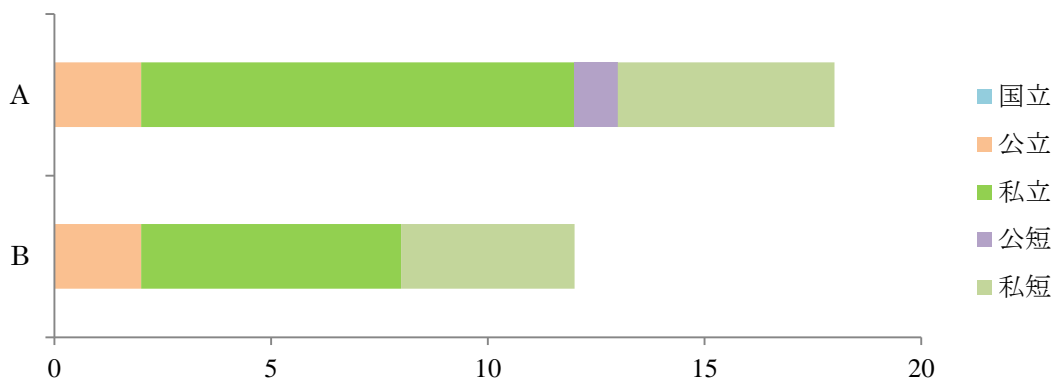
	国立	公立	私立	公短	私短	合計
ア.はい	86	82	595	16	318	1,097
イ.いいえ	0	4	16	1	9	30



・「イ. いいえ」と回答した大学にお伺いします。その理由として該当するものを選択  
 ください。※複数選択可

	国立	公立	私立	公短	私短	合計
A. 現在作業中であり、 未完了のため	0	2	10	1	5	18
B. その他※	0	2	6	0	4	12

※ その他の大学 12 校のうち、6 校は募集停止大学



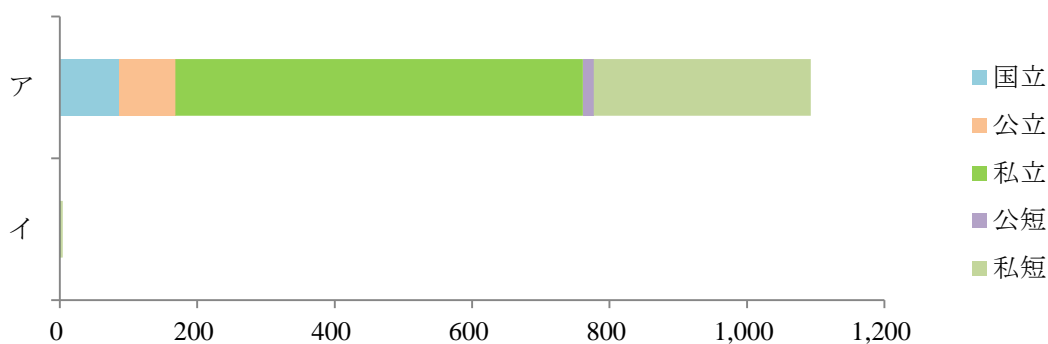
③

・②において「ア. はい」と回答した大学にお伺いします。

総点検・見直し後の内部規則等について、全学的に周知しましたか。

	国立	公立	私立	公短	私短	合計
ア. はい	86	82	593	16	316	1,093
イ. いいえ※	0	0	2	0	2	4

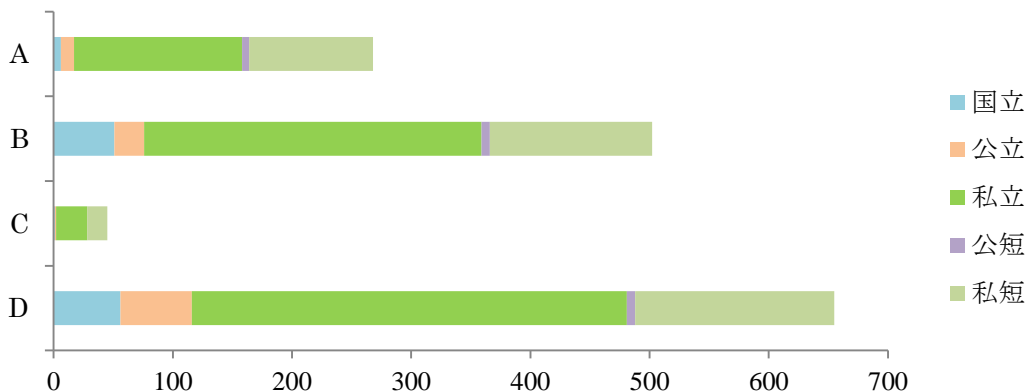
※ いいえの大学 4 校のうち、3 校は 9 月末まで、1 校は詳細について検討中



・「ア. はい」と回答した大学にお伺いします。具体的な周知方法について該当するものを選択ください。※複数選択可

	国立	公立	私立	公短	私短	合計
A. 学内説明会を開催	6	11	141	6	104	268
B. 学内に文書にて通知	51	25	283	7	136	502
C. 研修を通じて周知	1	1	26	0	17	45
D. その他※	56	60	365	7	167	655

※教授会、事務局会議、学内グループウェアで周知等



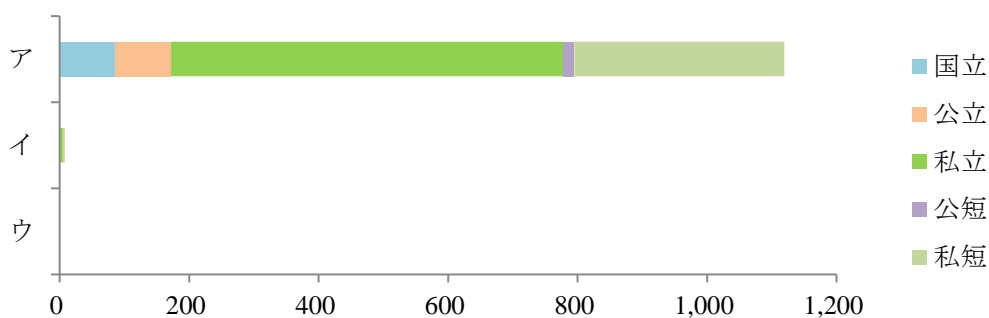
2. 貴大学の内部規則等の内容について、以下の問にお答えください。

(1) 教授会の必置（第93条第1項関係）

①

・教授会が必置の機関とされていますか。

	国立	公立	私立	公短	私短	合計
ア.法令改正前から、必置の機関とされている	86	86	606	17	324	1,119
イ.法令改正後に、必置の機関とした	0	0	5	0	3	8
ウ.必置の機関とされていない	0	0	0	0	0	0



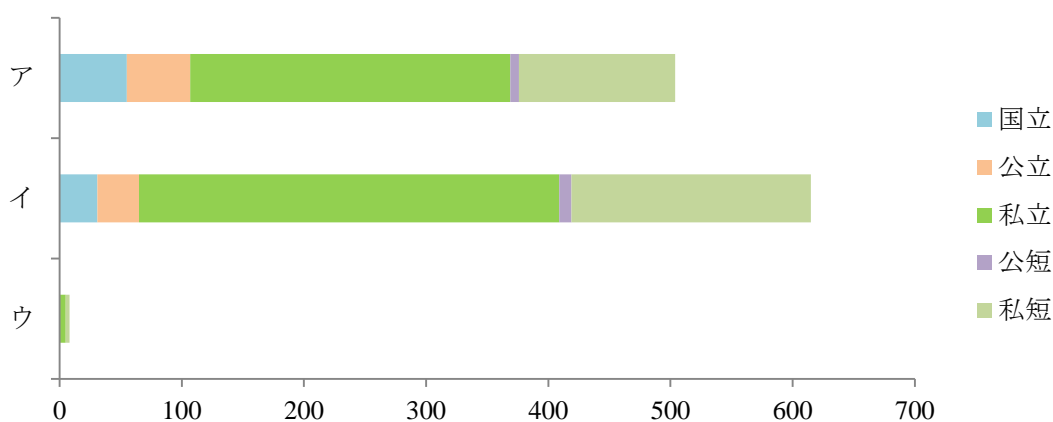
(2) 学長の最終的な決定権の担保 (第92条第3項、第93条第2項、第3項関係)

①

・校務に関する最終的な決定権が学長にあることが、担保されていますか。

	国立	公立	私立	公短	私短	合計
ア. 法令改正前から、担保されている	55	52	262	7	128	504
イ. 法令改正後に、担保した	31	34	344	10	196	615
ウ. 担保されていない※	0	0	5	0	3	8

※ 担保されていない大学8校のうち、5校は募集停止大学、1校は本調査後の6月時点で改正済、1校は11月末までに改正完了予定、1校は詳細について検討中



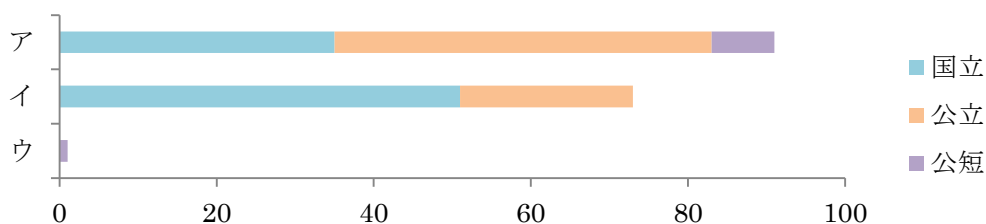
②

・国立大学や法人化された公立大学については、教育公務員特例法に基づいて教授会に権限を認める規定が、改正法の趣旨に反するような形で残っていませんか。

※法人化されていない公立大学、私立大学については回答不要です

	国立	公立	公短	合計
ア. 法令改正前から、残っていない	35	48	8	91
イ. 法令改正後に、当該規定を改正した	51	22	0	73
ウ. 残っている※	0	0	1	1
(参考) 法人化されていない大学	0	16	8	24

※ 本調査後の6月時点で当該規定を改正した1校と併せて、該当する全ての大学で整備がなされた。



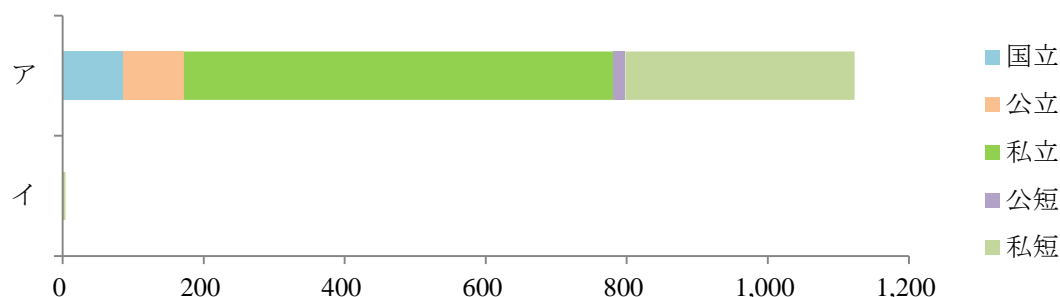
(3) 重要事項に関する意思決定手続（第93条第2項関係）

①

- ・「学生の入学、卒業及び課程の修了」、「学位の授与」、「前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、学長が決定を行うに際して、教授会が意見を述べることが担保されていますか。

	国立	公立	私立	公短	私短	合計
ア. 担保されている	86	86	609	17	325	1,123
イ. 担保されていない※	0	0	2	0	2	4

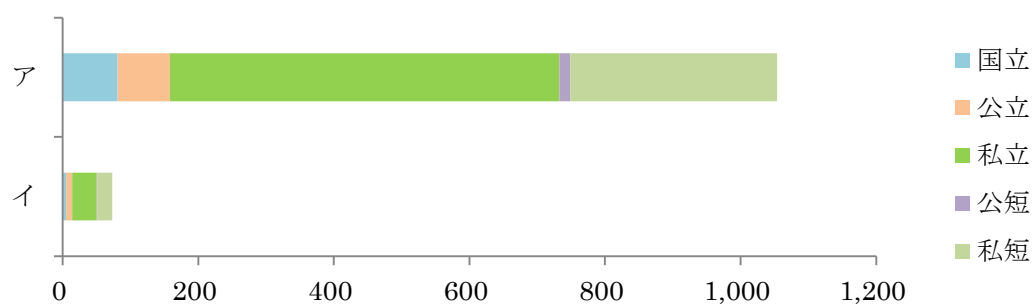
※ 担保されていない大学4校は募集停止大学



②

- ・「前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」が、学長によって適切に定められていますか。

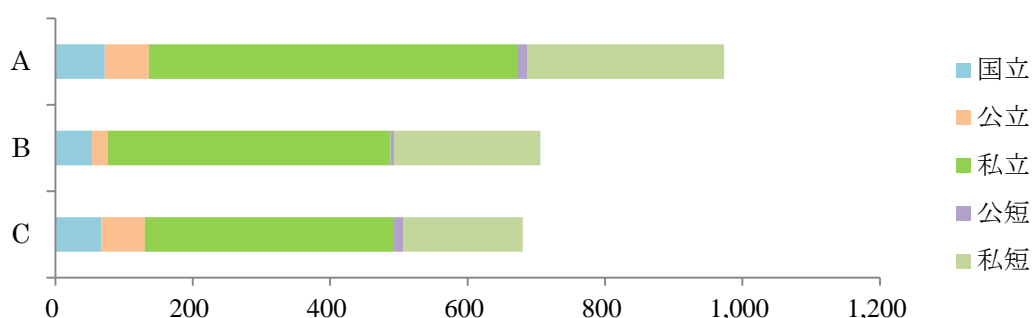
	国立	公立	私立	公短	私短	合計
ア. 定められている	81	77	575	16	305	1,054
イ. 定められていない	5	9	36	1	22	73



・「ア. はい」と回答した大学にお伺いします。「教育研究に関する重要事項」として定めた具体的な事項について、該当するものを選択ください。※複数選択可

	国立	公立	私立	公短	私短	合計
A. 教育課程の編成	72	64	537	14	286	973
B. 教員の教育研究業績の審査	53	23	412	5	213	706
C. その他 ※	67	63	363	13	174	680

※学生の身分に関する事項、学生の表彰、懲戒及び除籍に関する事項等

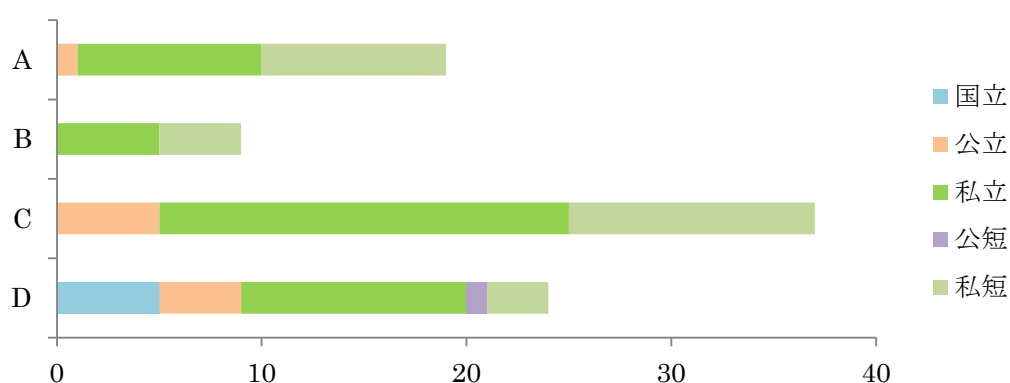


・「イ. いいえ」と回答した大学にお伺いします。「教育研究に関する重要事項」として定める予定の具体的な事項について、該当するものを選択ください。

※複数選択可

	国立	公立	私立	公短	私短	合計
A. 教育課程の編成	0	1	9	0	9	19
B. 教員の教育研究業績の審査	0	0	5	0	4	9
C. 具体的には未定	0	5	20	0	12	37
D. その他※	5	4	11	1	3	24

※学生の学籍に関する事項等





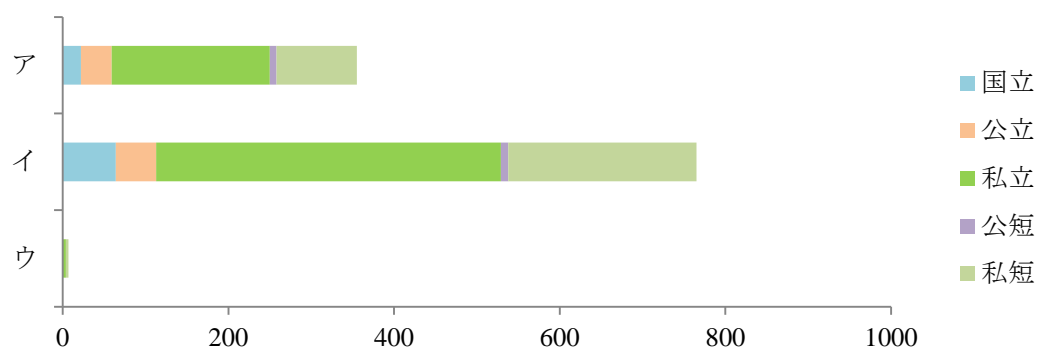
(4) 教授会の審議機関としての性格（第93条第2項、第3項関係）

①

- ・教授会は審議機関であり、決定権を有する学長に対して意見を述べる関係にあることが、担保されていますか。

	国立	公立	私立	公短	私短	合計
ア. 法令改正前から、担保されている	22	37	191	8	97	355
イ. 法令改正後に、担保した	64	49	416	9	227	765
ウ. 担保されていない※	0	0	4	0	3	7

※ 担保されていない大学7校のうち、5校は募集停止大学、1校は6月時点で改正済、1校は11月末までを目途に改正予定



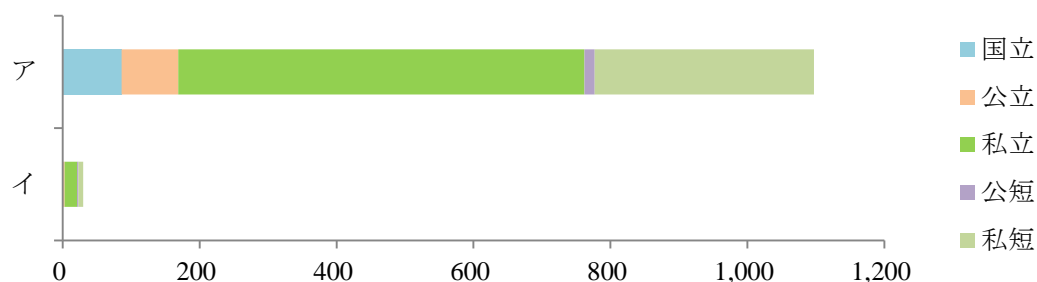
(5) (規則第26条第5項、第144条関係)

①

- ・退学、停学及び訓告の処分の手続が、学長によって適切に定められていますか。

	国立	公立	私立	公短	私短	合計
ア. 定められている	86	83	593	15	320	1,097
イ. 定められていない※	0	3	18	2	7	30

※ 定められていない大学30校のうち、4校は募集停止大学、1校は6月時点で改正済、1校は詳細について検討中、13校は年内を目途に改正予定、11校は年度内を目途に改正予定



## 内部規則等の総点検・見直し結果の調査

### 【国立大学法人法の改正関係】

※改正法の施行後に行われる学長選考への対応状況について回答を受けたもの。

#### (1) 学長選考の基準の策定（第12条第7項関係）

- ① 学長選考の基準に、「学長に求められる資質・能力」、「学長選考の手続・方法」に関する具体的な事項が盛り込まれていますか。

① - 1 「学長に求められる資質・能力」について

	■ 国立
ア. 盛り込まれている	37
イ. 次期学長選考の開始までに対応予定	49
ウ. 盛り込んでいない	0

#### 【アと回答した場合】

「学長に求められる資質・能力」について、各大学の特性やミッションを踏まえ、具体的に示されていますか。

	■ 国立
ア. はい	37
イ. いいえ	0

① - 2 「学長選考の手続・方法」について

	■ 国立
ア. 盛り込まれている	62
イ. 次期学長選考の開始までに対応予定	24
ウ. 盛り込んでいない	0

#### 【アと回答した場合】

「学長選考の手続・方法」について、学長選考会議自らが主体的な選考に当たって必要な情報を得ることができるような具体的な方法が盛り込まれていますか。

	■ 国立
ア. はい	62
イ. いいえ	0

②教職員による意向投票を行っている場合、当該投票の結果をそのまま学長選考会議の選考結果に反映させるような選考方法となっていないか。

■ 国立	
ア. 法令改正前から、意向投票の結果をそのまま学長選考会議の結果に反映させるような選考方法ではない	81
イ. 法令改正後に、意向投票の結果をそのまま学長選考会議の結果に反映させるような選考方法を改めた（※）	5
ウ. 意向投票の結果をそのまま学長選考会議の結果に反映させるような選考方法である	0

（※）規定の改正に向けた検討中の場合を含む

（2）学長選考の基準の公表（第12条第8項関係）

学長選考会議の基準を定めた場合の基準の公表は、ホームページへの掲載その他の適切な方法において行われていますか。

■ 国立	
ア. はい（※）	59
イ. 次期学長選考の開始までに対応予定	27
ウ. いいえ	0

（※）「学長に求められる資質・能力」「学長選考の手続・方法」のうち、一方のみを整備・公表しており、もう一方は次期学長選考の開始までに対応予定である場合を含む

（3）学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項の公表（第12条第8項関係）

学長の選考が行われたとき、学長選考会議が当該者を選考した理由及び学長選考会議における学長の選考の過程の公表は、ホームページへの掲載その他の適切な方法において行われる予定ですか。

■ 国立	
ア. はい	86
イ. いいえ	0

（4）その他

①学長選考会議は、選考した学長の業務執行の状況について、恒常的な確認を行うこととされていますか。

■ 国立	
ア. 法令改正前から、恒常的な確認を行うこととされている	5
イ. 法令改正後に、恒常的な確認を行うこととした	66
ウ. 恒常的な確認の在り方を検討中	15
エ. 恒常的な確認を行うこととしていない	0

②学長の解任に係る申出に関する規則等について、整備されていますか。

■ 国立	
ア. 法令改正前から、整備されている	73
イ. 法令改正後に、整備した	13
ウ. 整備中	0
エ. 整備する予定はない	0

③学外委員が議事に積極的に参加することができるよう、今般の内部規則等の総点検・見直しを通じて、学長選考会議の運営に改善を加えていますか。

■ 国立	
ア. 施行通知等を踏まえ、運営の改善を行った	15
イ. 施行通知等を踏まえ、運営の改善を検討中/検討予定である	4
ウ. 学外委員の積極的な参加が十分確保されており、現時点で改善の予定はない	67
エ. 学外委員の積極的な参加が不十分だが、現時点で改善の予定はない	0
オ. その他	0

④学長選考会議の構成員について、今般の内部規則等の総点検・見直しを通じて、多様なステークホルダーが参画するものとなるよう、改善を加えていますか。

■ 国立	
ア. 施行通知等を踏まえ、構成員に変更を加えた	12
イ. 施行通知等を踏まえ、今後の変更を検討中/検討予定である	2
ウ. 多様なステークホルダーの参画が確保されており、現時点で変更の予定はない	72
エ. 多様なステークホルダーの参画は不十分だが、現時点で変更の予定はない	0
オ. その他	0